

事 務 連 絡

令和 6 年 5 月 9 日

市内障害福祉サービス事業所等 管理者 各位

八王子市障害者福祉課

事業者指定担当

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修修了後のOJT期間を 2年から6ヶ月に短縮する場合の八王子市における取扱いについて

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下、「サビ管・児発管」と表記します）基礎研修を修了した後、実践研修を受けるためには、通常2年のOJT期間が必要とされていますが、今般、特定の条件を満たせば、2年を6ヶ月に短縮できる取扱いが国から示されたことを受け、改めて、本市における取扱いを以下のとおり整理しましたので、御確認ください。

記

1．対象者について

基礎研修の受講を開始した時点で、既に、サビ管・児発管になるために必要な実務経験年数を確保できている者が、以下の対応を行うことで本取扱いを受けることができます。

また、やむを得ない措置を受けて、実務経験者を特別に1人目のサビ管・児発管として配置することを認められている場合は、本市に直接御相談ください。

2．必要な対応と流れについて

別添のExcelファイル『サービス管理責任者等【実践研修】受講にかかる個別支援計画（原案）作成業務に関する届出書』を入力し、その他の必要書類とともに、八王子市に提出してください。

2週間程審査にお時間をいただいた後、特に問題がなければ、Excelファイル内の様式（別添1）に収受印を押印したものを交付します。交付できるようになったら連絡しますので、窓口まで取りにお越しいただくか、最初に返送用の封筒も一緒に御提出いただければ、郵送いたします。

実践研修受講を申し込む際に、本紙審査後に交付するExcelファイル内の様式（別添1）を実践研修提供元へ提出（方法は、研修提供元の案内を確認）し、認められれば受講が叶います。

3．提出するものについて

別添のExcelファイルを御確認ください。（返送希望の場合、返信用封筒も必要です。）

4. 提出する時期について

基礎研修修了後の6ヶ月のOJT 期間満了以後
もしくは 1月以内に満了する予定になった時点

5. その他

基礎研修修了者が、6ヶ月に短縮するためのOJTを実施している場合、今後提出する変更届の「勤務形態一覧表」にその旨を明記してください。なお、本取扱いを受けるにあたり、基礎研修受講時点での実務経験年数が足りているかどうかの確認は、事業所の責任においてお願いします。

	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表																				
	サービス種類						該当するサービス								事業所・施設						
	定員		10				前年度の平均実利用者数						8.5								
	職種	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週			
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
				月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
	管理者	常勤・兼務	A	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8
	児童発達支援 管理責任者	常勤・専従	B	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8
	児童発達支援 管理責任者 (2人目)	常勤・兼務	C	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8
	児童指導員	常勤・兼務	A	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8
	児童指導員	常勤・兼務	C	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8
	保育士	常勤・専従	D	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8

2人目のサビ管・児発管として配置する場合の記入例

基準上2人目の配置が必要であれば、直接支援員として働く時間と分けなければなりません
(例えば、Cの時間配分について、2人目で1日4時間、児童指導員で4時間といった具合で)

職種	勤務形態	氏名	1	2	3	4	5	6
			月	火	水	木	金	土
管理者	常勤・兼務	A	8	8	8	8	8	
サービス管理責任者	常勤・兼務	A	8	8	8	8	8	
職業指導員 (OJT中)	常勤・専従	B	8	8	8	8	8	
職業指導員	非常勤・専従	C	4	4	4	4	4	
生活支援員	常勤・兼務	D	7	7	7	7	7	

サビ管・児発管として配置せずに、個別支援計画原案作成の業務を行う場合の記入例

【本件についてのお問い合わせ先】

八王子市福祉部障害者福祉課

事業者指定担当

電話 : 042-620-7479